

南区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱

( 設置)

第1 条 にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金交付要綱に基づき実施する補助金(以下「補助金」という。)の交付申請に係る審査を行うため、南区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

( 所掌事項)

第2 条 審査会の所掌事項は、補助金の交付申請に係る審査とする。

( 組織)

第3 条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

- ( 1 ) 新潟市南区地域福祉アクションプラン推進委員会委員長
- ( 2 ) 新潟市南区地域福祉アクションプラン推進委員会から選出された者1 名
- ( 3 ) 南区地域課長
- ( 4 ) 南区健康福祉課長
- ( 5 ) 南区社会福祉協議会事務局長

( 事務局)

第4 条 審査会の事務局は、南区健康福祉課に置く。

( その他)

第5 条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成2 1 年1 1 月1 6 日から施行する。